

記者会見要旨

日 時：平成 29 年 3 月 15 日（水）午後 2 時 30 分～午後 3 時 5 分
場 所：東京証券会館 9 階 第 1・2 会議室
出席者：稲野会長、森本副会長、岳野専務理事

冒頭、森本副会長から自主規制会議の審議事項の概要について、岳野専務理事から証券戦略会議の審議事項等の概要について、説明が行われた後、大要、次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

昨日の人事推薦合同委員会で、大和証券グループ本社 of 鈴木茂晴会長を次期会長の候補者として推薦することが決定されたが、鈴木氏に次期会長候補としてどのような期待を持っているか。

（稲野会長）

昨日の人事推薦合同委員会において、日証協の次期会長候補者として、鈴木茂晴氏を理事会に推薦することが決定した。鈴木氏は、平成 16 年 7 月から平成 19 年 6 月まで日証協の証券戦略会議の委員、副議長、その後、平成 19 年 7 月から現在に至るまで、会員理事・副会長として、常に日証協の重要施策の意思決定に関与いただくなど、長きに亘り、業界活動に尽力いただいている。特に、平成 19 年 7 月以降は、理事会の諮問機関である総務委員会の委員長を務めていただいております、日証協の事業計画や事業計画に基づく予算の策定、また、協会の加入審査等、日証協の運営に直結する事項に関する審議をとりまとめいただき、日証協における業務運営に大変精通した方である。

業界活動以外でも、経済団体連合会の審議員会の副議長を務められるなど高い見識と、経済界を中心に幅広い人脈をお持ちであるとともに、大和証券グループ本社においては、「働きがいのある会社」あるいは「働きやすい会社 No.1」を目指して、女性活躍の支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、力強いリーダーシップで取

り組まれているということはご承知のとおりだ。

このように、鈴木氏は証券業界の第一線で活躍され、業界の発展に大いに貢献されているとともに、経済界においても大変プレゼンスの高い方であることから、日証協の次期会長に相応しい方であると思っている。

鈴木氏におかれては、日証協が目標として掲げている「投資による資産形成の推進」及び「活力ある金融資本市場の実現」に向けて、その手腕を存分に発揮していただくことを期待している。

今後の手続としては、5月31日開催の理事会において会長候補者として決定した後、6月21日開催予定の定時総会において正式に選任される予定である。私は残りの任期を全うすべく、日々全力で取り組んでいく所存であり、引き続きよろしくお願いしたい。

（記者）

東芝が昨日予定していた平成28年第3四半期決算の発表を再延期し、東京証券取引所が本日から東芝株を監理銘柄に指定したが、会長の見解を伺いたい。

（稲野会長）

東芝は昨日（3月14日）、平成28年第3四半期決算の発表を再延期した。元々東芝は2月14日に決算発表を行う予定であったが、米国原発子会社であるウェスチングハウス社の内部統制不備に関する調査を理由に、既に1カ月延期していたにもかかわらず、昨日になって再度の延期を発表し、また、四半期報告書の提出期限の再延長について承認が得られたことから、次の開示に関するタイムリミットが4月11日となった。東芝の決算発表の延期は、一昨年の不正会計問題以降、今回で4回目となる。

会社を取り巻く状況が非常に切迫している中において、正確な会計情報が未だに開示されない状態が継続していることは、投資家及び株主にとって、正確な投資判断ができない状況が長く続いているということであり、このような状況が継続していることは、誠に遺憾であり、由々しき問題である。

東芝は、決算期末である今月末までに債務超過を回避することができなければ、東証２部へ指定替えということになる。また、同社は現在、東京証券取引所及び名古屋証券取引所において特設注意市場銘柄に指定されているが、両取引所に対して、本日、内部管理体制確認書を提出し、その審査を受けることとなり、その審査には長期の期間を要するのではないかという観測がある。

先月の記者会見でも申し上げたとおり、東芝は日本を代表する企業であり、昨年３月末現在で株主は約４３万人存在している。本来であれば、コーポレートガバナンスの模範となるべき企業であるにもかかわらず、不正会計問題が発覚した一昨年以降、会社再建への道筋は全く立っておらず、混乱が続いている。東芝においては、まずは、第３四半期決算を速やかに公表することである。また、昨日の会社発表資料に「東芝再生への取り組み」として、「海外原子力事業のリスク遮断」、「財務基盤の早期回復と強化」そして「東芝グループ組織運営の強化」という３つの課題を掲げており、これら課題に総力を挙げて取り組んでいただき、市場の信頼回復を図っていただきたいと考えている。今後の動向については、マーケットも含め、引き続き、注意深く見ていきたい。

（記者）

ほとんど全ての企業は期限を守って四半期報告書や有価証券報告書を提出しているが、東芝という日本を代表する大企業が、これだけ公表を繰り返し延期していることは、大企業であるが故に延期が許されるという「えこひいき」ではないか。あるいは「モラルハザード」を引き起こす懸念はないか。

（稲野会長）

そのような懸念を持たれる方も当然いると思うが、今回財務局あるいは金融庁の判断として再度の延期を認めたということであり、同社には正確な会計情報をできるだけ速やかに開示していただきたい。過去にも公表を２回延期した例はあったと承知しており、また延期を認めないことにより、例えば上場廃止の引き金を引いてしまう

ような事態となれば大変憂慮されることである。そのような点をよく考えて、注視していく必要がある。私の見解としては、「えこひいき」には当たらないと認識しており、今回の措置によって今後直ちに日本企業において「モラルハザード」を広範に引き起こすことはないのではないかと思っている。

（記者）

東芝が次回も四半期決算の発表を延期し、それが認められた場合、このような状況が続くことは、法の不備ではないのか。

（稲野会長）

四半期報告書の提出の延期はマーケットや投資家からは全く歓迎されないことだが、拙速に不正確な情報を開示するよりは、多少の時間を要しても正確な情報を開示すべきであるという判断があってもおかしくはない。ただし、東芝の場合は、すでに昨日再延期しており、その期間が2カ月の長きに亘っていることは、当然のことながら大変大きな問題であり、その間投資家にとって意思決定に有用な会計情報が担保されていない状況が続いているが、今回の四半期報告書の提出期限の延長について、法の不備とは言えないと思う。同社には4月11日のタイムリミットを守ること、あるいはそれ以前にできるだけ速やかに正確な情報を開示することを期待したい。

（記者）

現在、東芝株が日経平均株価に採用されている一方でマネーゲームのように取引されている状況にあるが、このような状況について会長の見解を伺いたい。

（稲野会長）

本日の東芝の株価をみても20円以上下落して180円台となっており、昨年来の安値水準となっている。東芝株を巡っては様々な情報が錯綜し、現時点ではネガティブな情報が多い結果、株価形成に様々なインパクトを与えられている状況である。

株価形成というのは、基本的には、正確な会計情報に基づいた様々な将来予測によって投資家が売買しているのであれば価格変動は大きな問題にはならないが、先ほど申し上げたような背景であるが故に、東芝株の価格形成あるいはそれを売買しようと思う個人投資家にとっては十分な注意が必要であると考えます。

日経平均銘柄の 225 銘柄の採用あるいは除外については、インデックスを決定する委員会等の場で議論されるが、一般論で言えば、このような状況にある銘柄が日経平均銘柄として維持されることは、極めて難しく、今後、除外される可能性は否定できないと考えています。

(記者)

トランプ相場以降、MRF の残高が急増したことにより、一部の運用会社の MRF の残高にはマイナス金利が適用されている状況であると聞いているが、このような状況についてどのように受け止めているか。また協会として今後何か対応することを考えているのか。

(稲野会長)

昨年 1 月に日本銀行がマイナス金利付き量的・質的緩和政策を導入した時点で MRF の問題が浮上し、日証協及び投信協で日本銀行に対し様々な要望を行い、そして議論を行った結果、一定の措置が講じられたことはご承知のとおりである。すなわち平成 27 年中の MRF の平均残高をベースに、日本銀行の当座預金勘定における MRF 経由の資金をマクロ加算残高にカウントすることについて特段の措置をいただいた。

しかし、ご指摘があったように平成 27 年中の MRF の平均残高は 11 兆 4,000 億円であり、直近 2 月末残高は 12 兆 8,000 億円に達していることから、既に平成 27 年中の平均残高を上回っている。この基準は個別運用会社ベースで適用されるので、信託銀行を経由して日本銀行の当座預金に預けられている MRF 資金に対してマイナス金利が適用されている運用会社もある。

このような状況に対し、今の時点で日証協としてアクションを起こし、再度日本銀行に対して何かしらの要望をするということは考

えていない。

現在、MRF は全体で 12 本存在しているが、その中で個別には平成 27 年の受託残高を現在の日本銀行の当座預金残高が上回っているものもあり、そうしたファンドについては、信託銀行が運用会社に対してマイナス金利分を費用として徴求している事例もあると聞いてはいるが、その規模はさほど大きくないと認識している。

本件には 2 つの問題があり、1 つはこのマイナス金利適用の範囲が広がったときにどうするのかということ、もう 1 つはこのマイナス金利適用分を誰が負担するのかという問題である。1 つ目については、今申しあげたとおり、現時点においては日証協としてアクションを起こすことは考えてないが、この状況については注意深く見守っていく必要があると考えている。必要があれば、将来的に何かアクションを起こすこともあり得る。

2 つ目については、保有者に最終的に徴求するという考え方も出来ないことはないが、現実的には難しく、運用会社及び販売証券会社間の話し合いによって相互の負担が決定されることになるかと理解している。

今般の金融商品取引法改正案において、MRF の販売証券会社による損失補填も可能であることが明確化されると理解しており、それによって投資家から見た時の MRF の元本毀損リスクは緩和され、証券取引決済手段としての商品性がより強く維持されることについては好感しているが、他方、誰がマイナス金利適用分を負担するかという問題については、運用会社及び販売証券会社間の相互の話し合いによって決まることになると思う。その点に関しても状況を把握していきたいと考えている。

（記者）

東芝は内部管理体制の改善状況の報告をする前日に内部管理体制に問題があったことを発表しているが、普通に考えれば上場を維持することは厳しいという印象を持つ。一方で証券業界には東芝が上場廃止となると色々困ると思っている方が多いのではないかと推測する。会長は上場維持・廃止についてどのようにお考えか。

(稲野会長)

先ほど申し上げたように、昨年３月末において東芝の株主数は約 43 万人である。もちろんその後の株価変動等によってかなり株主は入れ替わっていると推定されるが、相当多数の株主が存在していることに変わりはない。仮に東芝株が上場廃止になった場合、マーケットでは売買ができなくなり、証券会社を通じた売買も原則はできない。その結果、東芝株の価値及び流動性は著しく低下し、株主は売買機会を失い、利便性が大きく損なわれる。その影響は東芝の株主だけにとどまらず、市場の広範囲に及ぶことも想定される。

上場廃止というような究極的な事態は絶対に避けていただきたいと思うと同時に、そのような究極的な事態に至らぬよう、東芝には全力を挙げて努力していただくよう申しあげておきたい。

なお、「究極的な事態に至らぬよう」というのは東芝に対して発している言葉であり、他の市場関係者はそれぞれにおいて判断されるということをご理解いただきたい。

以 上